

墨田区告示第 2 5 4 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

墨田区長 山 本 亨

1 名称	宮田町会
2 会則に定める目的	本会は、以下に掲げる地域的な活動を行うことを通じて、会員相互の親睦を深め、共同の福祉を増進し、町会内の繁栄と自治振興、個人生活を改善発展させることで、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化、防犯、交通、防災等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 地域行事の企画、運営 (5) その他地域にかかわる事項
3 区域	墨田区文花三丁目 2 ~ 20 番、京島三丁目 44 番 6 ・ 8 ・ 11 号、57 番、58 番 7 ~ 15 号、60 番 1 ~ 6 号、61 ~ 68 番
4 事務所	墨田区文花三丁目 1 1 番 1 号
5 代表者の氏名及び住所	氏 名 高橋 廣美 住 所 墨田区京島三丁目 6 0 番 6 号
6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合はその氏名及び住所)	無
7 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)	無
8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由	本会は地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 の規定により解散する。
9 認可年月日	令和 8 年 6 月 1 日